

服部天神宮常若の会 会則

(設立の目的)

服部天神宮常若の会は、神道の知恵で、心身・社会・環境との調和的な生き方を実現し、100年後の未来に持続可能な関係性を紡いでいくための活動を行う。また、服部天神宮に崇敬の心を持ち、神社の伝統ある祭事や貴重な文化財を維持伝承し、服部天神宮と地域社会の健全な発展を図ることを目的とする。

第一条 名称

本会は服部天神宮常若の会と称する。(以後「本会」と呼ぶ。)

第二条 事務局

本会の事務局を大阪府豊中市服部元町1丁目2-17 服部天神宮社務所内に置く。

第三条 活動

本会は設立の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1) 神道講座の開催
- 2) 境内清掃、地域奉仕活動
- 3) 服部足祭り、飛脚まらそん等の祭礼、行事の開催
- 4) 交流会等の開催による会員相互の懇親
- 5) 本会への入会勸奨活動
- 6) 服部天神宮への奉賛と協力
- 7) その他、目的達成のために必要となる事業

第四条 会員

本会の目的に賛同し事業に協力する個人又は法人を会員とする。

- 1) 本会の会員ならびに年会費を次の通りとする。

個人正会員:一万円

個人特別会員:三万円

個人名誉会員:十万円～

法人正会員:二万円

法人特別会員:五万円

法人名誉会員:十万円～

- 2) 本会に入会する者は本会が定める所定の方法で年会費を納入するものとする。
- 3) 年会費は本人から退会の申し出がないかぎり毎年継続で支払うものとする。
- 4) 既納の年会費はいかなる理由があっても返還しない。

第五条 個人会員の特典

個人会員種別ごとに次の特典を定める。

- 1) 個人正会員の特典
 - ・毎朝の日供祭にて安全祈願

- ・年1回 社報常若送付(12月送付・初年度6月送付)
- ・大祓人形の送付(6月・12月)
- ・年末に神札を送付
- ・各種体験の参加(朝拝神事・神道文化講座など)

2)個人特別会員の特典

- ・個人正会員の特典に加えて、御本殿内にて正式参拝(1月を除く/年1回まで)

3)個人名誉会員の特典

- ・個人特別会員特典に加えて、御本殿内にお名前を掲出

第六条 法人会員の特典

法人会員種別ごとに次の特典を定める。

1)法人正会員の特典

- ・毎朝の日供祭にて安全祈願
- ・年1回 社報常若送付(12月送付・初年度6月送付)
- ・年末に神札を送付
- ・各種体験の参加(朝拝神事・神道文化講座など)

2)法人特別会員の特典

- ・法人正会員の特典に加えて、御本殿内にて正式参拝(1月を除く)

3)法人名誉会員の特典

- ・法人特別会員特典に加えて、御本殿内法人名を掲出

第七条 資格の喪失

本会の会員が次の各号に該当するときは会員資格を失う。

- 1)本人から書面で退会の申し出があったとき
- 2)期限内に年会費の納入がないとき
- 3)会員が死亡又は会員である法人が解散したとき
- 4)除名されたとき

第八条 除名

- 1)本会の目的に反し、本会又は服部天神宮の名誉を著しく傷付けたとき。
- 2)営利目的他、不当に本会名義を利用し著しく信頼を失墜させる行為のあったとき
- 3)反社会的な団体並びにその構成員またはそれに準ずる者であることが判明した場合

第九条 補則

- 1)本会則に記載のない重要事項で必要な事項は宮司と協議の上、事務局の決議を以て之を定めることができる。
- 2)本会則は宮司の了承と、禰宜以下職員、事務局の同意を以て改正することができる。

附則

本会則は、令和七年九月一日から施行する。